

令和4年度 指名停止業者一覧(建設工事関係)

令和5年3月14日更新

業者名	指名停止理由及び該当事項	指名停止期間
4-1 株式会社鶴電工業	<p>株式会社鶴電工業が、民間発注の建設工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第1条の2第1項の規定による請負代金の額以上の下請契約を締結したことは、同法第28条第1項第6号に該当するとして、山形県知事から10日間の営業停止処分を受けたことによる。</p> <p>基準第17号(建設業法違反行為)</p>	<p>令和4年5月11日から 令和4年6月10日まで1か月</p>
4-2 アイサワ工業株式会社	<p>アイサワ工業株式会社の使用人が、防衛省近畿中部防衛局発注の施設工事において、近畿中部防衛局の元建築課長から不当に入札情報を得て落札したとして、令和4年5月10日に公契約関係競売入札妨害の容疑で愛知県警に逮捕されたことによる。</p> <p>基準第14号(競売入札妨害又は談合)</p>	<p>令和4年6月2日から 令和4年12月1日まで6か月</p>
4-3 株式会社銭高組	<p>株式会社銭高組の元役員が、防衛省近畿中部防衛局発注の施設工事において、近畿中部防衛局の元建築課長から不当に入札情報を得て落札したとして、令和4年5月31日に公契約関係競売入札妨害と官製談合防止法違反の容疑で在宅起訴されたことによる。</p> <p>基準第14号(競売入札妨害又は談合)</p>	<p>令和4年7月20日から 令和5年1月19日まで6か月</p>
4-4 株式会社浅沼組	<p>株式会社浅沼組の元役員が、千葉県市川市発注の解体工事において、前市川市長の事務所関係者から不当に入札情報を得て落札したとして、令和4年7月26日に公契約関係競売入札妨害の容疑で千葉県警に逮捕されたことによる。</p> <p>基準第14号(競売入札妨害又は談合)</p>	<p>令和4年9月1日から 令和5年2月28日まで6か月</p>
4-5 有限会社宮村産業開発	<p>有限会社宮村産業開発は、山形河川国道事務所発注の工事において、誘導員を配置しないままタイヤ・ローラーの進路内に労働者を立ち入らせ、同人が重傷を負う事故を発生させた。この件について、同社及び同社の役員が労働安全衛生法違反及び労働安全衛生規則違反により赤湯区検察庁から公訴を提起され、令和4年9月20日付けで赤湯簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の略式命令を受けたことによる。</p> <p>基準8号(安全管理措置の不適切により生じた事業関係者事故)</p>	<p>令和4年12月14日から 令和4年12月27日まで2週間</p>

業者名	指名停止理由及び該当事項	指名停止期間
4-6 水道機工株式会社 株式会社水機テクノス	<p>2者は、経営事項審査において、資格要件を満たさないものを技術職員名簿に記載し、虚偽の申請を行うことで得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。この件について、建設業法違反に該当するため、令和5年2月10日に許可行政庁である関東地方整備局から45日間の営業停止命令を受けたことによる。</p> <p>基準第17号(建設業法違反行為)</p>	令和5年3月14日から 令和5年6月13日まで3か月